

萩市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(令和8年～令和11年)

令和8年2月

萩市教育委員会

## 目 次

- 1 計画の趣旨・現状 . . . . . 3
- 2 目標 . . . . . 4
- 3 計画の期間 . . . . . 4
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 7

# 1 計画の趣旨・現状

## (1) 計画の趣旨

教育職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教育職員の健康を守りウェルビーイングを確保するとともに、教育職員が自ら学び、子どもたちに質の高い教育活動を行うことができる環境をめざし、今後の学校における働き方改革の方向性を取りまとめた計画を策定するものである。

## (2) 本市の現状

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりである。

### 【時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合】

	小学校	中学校
萩市 R4	39.6%	52.4%
萩市 R5	37.5%	50.8%
萩市 R6	33.2%	46.5%
山口県 R6	30.8%	41.4%

### 【時間外在校等時間が年360時間を超える教員の割合】

	小学校	中学校
萩市 R4	72.0%	78.9%
萩市 R5	58.8%	76.5%
萩市 R6	63.3%	69.8%
山口県 R6	57.7%	66.6%

### 【時間外在校等時間の月平均】

	小学校	中学校
萩市 R4	40.1時間	53.3時間
萩市 R5	38.7時間	50.3時間
萩市 R6	35.1時間	47.0時間
山口県 R6	35.0時間	41.7時間

- 萩市の令和4年度から令和6年度までの時間外在校等時間については、小学校、中学校ともに減少傾向にあるが、山口県と比較すると、特に、中学校における長時間勤務の教育職員の割合が高い。
- 校務分掌および学年・学級に関する業務に多くの時間を要しており、学校内外の体制と業務内容の見直しを図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 令和11年度までに、1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- 令和11年度までに、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。【12.9日】
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。
- ストレスチェックの項目「働きがい」の「良い」の数値について、50%以上をめざす。【32.1%】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

※ ただし、時間外在校等時間の状況、具体的な取組の検証、県や国が策定する各種ガイドライン・資料の活用等の視点を踏まえた改善・見直しを適宜行うこととする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

#### ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

#### ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことにつ

いて認識を共有する。

◆ **地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）**

児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整については、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。

この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教育職員間の適切な役割分担を行うものとする。

**イ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

◆ **調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）**

教育委員会においては、学校に対して回答を依頼し、又は教師を通じた児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努め、調査やアンケートは原則電子化し、集計業務の負担を軽減する。

◆ **学校プールの管理（「3分類」⑨関係）**

学校の実情に応じて水泳指導の外部委託化を進めることで、学校プールの整備・管理の負担を軽減する。

◆ **校内清掃（「3分類」⑫関係）**

学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

◆ **部活動（「3分類」⑬関係）**

令和8年9月から、平日、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

**ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

◆ **授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）**

長時間労働の実態が認められる小・中学校に、授業準備等を補助する教員業務支援員を配置する。

デジタルコンテンツ及び生成A Iの活用を通じて、教師の授業準備等に係る負担の軽減を図る。併せて、ICT授業改善支援員を増員し、教師が効率的かつ効果的に授業を実施できる体制を整備する。

校務支援システムの機能を活用することによって、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆ **支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）**

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進することで、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター相談員等による効果的な支援を促進する。

地域における保護者と子どもの相談・支援体制を強化するため、「家庭教育支援チーム」との連携を図る。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う
- デジタル技術の活用により、調査・アンケートや会議などの校務を効率化し、  
\*1「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況について、令和7年度の41.7%を、令和11年度までに80%へ向上させることを目標とする。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 健康診断の要精密検査者の受診率を100%にする。
- 心身の健康問題についての相談窓口を周知する。（\*2別紙一覧による）
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

- 令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に市内一斉の閉庁日の設定を行う。
- 長期休業中の早出遅出勤務制度、テレワークの導入について令和8年度中に検討を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、萩市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 各学校の学校運営協議会を通じて、教育職員の業務量管理・健康確保措置の内容等について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深める。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各学校からの毎月の調査で把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の関係団体等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

\*1 「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」

1	児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用い、PC・モバイル端末等から受け付け、学校内で集計していますか。
2	業務時間外の保護者からの問い合わせや連絡事項について、クラウドサービスを用い、PC・モバイル端末等から受け付ける体制を整えていますか。
3	学校から保護者へ発信するお便り・配布物をクラウドサービスを用いて一斉配信していますか。
4	保護者から学校への提出資料をクラウドサービスを用い、受け付けていますか。
5	保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計していますか。
6	保護者との日程調整をクラウドサービスを用いて行っていますか。
7	学校説明会や保護者面談などにオンライン形式を取り入れていますか。
8	学校徴収金について、現金徴収ではなく、口座振替、インターネットバンキング等を活用して徴収金の徴収を行っていますか。
9	児童生徒一人一人に配備された PC・タブレットなどの端末を、家庭で利用できるようにしていますか。
10	児童生徒への各種連絡をクラウドサービスを用いて配信していますか。
11	児童生徒への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計していますか。
12	宿題をクラウドサービスやデジタルドリル教材を用いて実施・採点していますか。
13	クラウドサービスを活用し、授業中の小テスト等に CBT（紙ではなく、コンピュータ上で行うテスト方式）を取り入れていますか。例）Microsoft 365 や Google Workspace 等のアンケート作成機能の活用や、AI ドリル、MEXCBT の活用等による小テストの作成等
14	職員会議等の資料をクラウド上で共有しペーパーレス化していますか。
15	職員会議等における検討事項について、クラウドサービスを用いて事前に情報共有し、あらかじめ意見を求めていますか。
16	職員会議等をハイブリッド（対面・オンライン）で実施していますか。
17	教職員間の情報共有や連絡にクラウドサービスを取り入れていますか。
18	学校内外の行事日程、施設や特別教室の利用予約等について、クラウドサービスを使って共有し、いつでも確認できるようにしていますか。
19	教職員が作成した教材等をクラウド上で共有し活用していますか。
20	授業研究会や校内研修等をハイブリッド（対面・オンライン）で実施していますか。
21	校内研修について、オンデマンド視聴を取り入れていますか。
22	授業研究会や校内研修等での協議にクラウドサービスを用いていますか。
23	教職員への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計していますか。

24	教職員から学校へ提出する事務手続き資料をクラウドサービスを用い、受け付けていますか。
25	学校から教職員に紙で提出を求めている書類はありますか。
26	長期休暇期間（夏休み等）の教職員の動静調査をクラウドサービスを用いて実施・管理していますか。
27	教職員は校務用の個人メールアドレスが付与され、それを業務で利用していますか。
28	「FAX の利用が例外的に必要と考えられる業務」以外の日常の業務に FAX を使用していますか。
29	業務で押印が必要な書類はありますか。
30	校務支援システムへ新入学児童生徒の名簿情報を登録する際の主な入力方法を教えてください。
31	1人1台端末のパスワードについて、教職員が把握し一括で管理するのではなく、児童生徒に管理を任せていますか。
32	学級・学校経営に有効な教育データ等が、必要な職位に応じてアクセス権限が設定されるとともに、活用しやすいように整理され、閲覧できますか。
33	「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」に基づき生成 AI を校務で活用していますか。

## 心身の健康相談窓口

### ○ 萩市教育委員会 学校教育課 こころとからだの相談窓口

電話番号：0838-25-3562

メール：[kokorohot@edu.city.hagi.lg.jp](mailto:kokorohot@edu.city.hagi.lg.jp)

### ○ 公立学校共済組合 健康相談事業

教職員電話健康相談 24 0120-24-8349

女性医師電話相談 0120-215-579

電話・面談メンタルヘルス相談 0120-783-269

Web相談（こころの相談） <https://www.mh-c.jp/>

### ○ こころとからだの健康相談ホットライン

保健指導員による面接相談や電話相談

電話番号：083-933-2246、080-1935-4270

相談内容：生活習慣病予防、健康づくり、メンタルヘルス、  
その他心と身体的健康問題に関するすべての問題

場 所：山口市大手町2-18

山口県教育会館2階（山口県教職員健康管理センター内）

時 間：平日 8:30～17:15

### ○ 山口県精神保健福祉センター

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/mhc/soudan.html#denwa>

心の健康電話相談室（0835-27-3388）

→カウンセラー等による電話相談や来所相談も可能

### ○ 心の健康相談利用券

外部専門機関での相談に利用可能